

平成29年度 事業計画
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

※定款第4条該当項

※	演奏会の種類	29年度 計画	28年度 計画	増減数	備 考	
第一項 第一号	定期演奏会	24	24	0	東京文化会館 8回 サントリーホール 5回 東京芸術劇場 8回 東京オペラシティ 3回	
	プロムナードコンサート	5	4	1	サントリーホール 3回 東京オペラシティ 2回	
	自主公演 特別演奏会	9	9	0	<都響スペシャル> 東京芸術劇場 2回 ミュージア川崎シンフォニーホール 1回 <第九> 東京芸術劇場 1回 東京文化会館 1回 サントリーホール 1回 <その他> 大阪フェスティバルホール 1回 札幌コンサートホールkitara 2回	
	小 計	38	37	1		
	共催・ 提携公演	調布シリーズ	1	1	0	提携：調布市文化・コミュニティ振興財団
		都響×アプリコ	1	0	1	共催：大田区文化振興協会
		ふれあいコンサート	1	1	0	共催：東京都、日本チャリティ協会
		ボクとわたしとオーケストラ	2	-	2	共催：SEA WAVE FM いわき、 NPO法人いわき子どもたちに音楽を届ける会
		小 計	5	2	3	
		依頼公演	28	30	▲ 2	都内 27回 近郊 1回
第一項 第二号	音楽鑑賞教室	54	52	2	主催：各区市教育委員会 計25区市	
	マエストロ・ビジット	2	2	0		
	音楽アーティスト交流教室	(150) 注1	(125) 注1	(25)	会場：台東区立小学校ほか	
第一項 第二項 第三号	小規模演奏会等	90	90	0	クリニック事業を含む。	
	公開リハーサル	1	0	1		
	公開ゲネプロ	3	3	0		
第三項	放送・録音	6	0	6	同時録音を含まない。	
	合 計	227	216	11		

注1 音楽アーティスト交流教室は、台東区立や豊島区立ほかの小学校を楽員OB等が訪問する事業のため外書きである。

- <参考>公益財団法人東京都交響楽団定款
第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 一 公開演奏
 - 二 青少年のための演奏事業
 - 三 その他の音楽芸術普及事業
 - 四 その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業を推進するために行う音楽演奏事業及びその他の付帯事業
 - 3 第一項及び第二項の事業は東京都において行うものとする。